

# 特定緊急輸送道路沿道建築物 助成制度のご案内

一文京区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業一



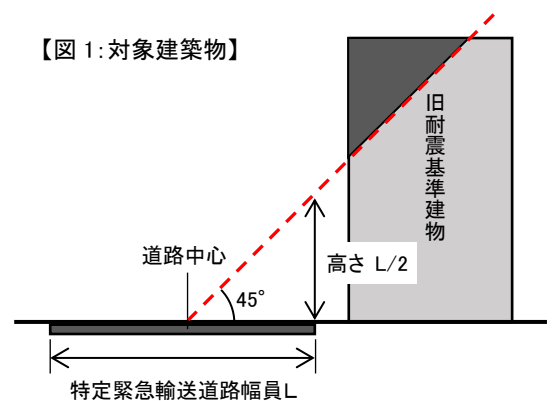
助成について、予算には限りがあります。  
ご検討の方は、お早めにご相談ください。

一文京区の特定緊急輸送道路一

都道8号（目白通り）・国道245号（春日通り）・  
国道17号（白山通り～旧白山通り～本郷通り）・  
区道900号（蔵前橋通り）・首都高速5号線

特定緊急輸送道路図は、東京都耐震ポータルサイトで  
閲覧できます。（<https://www.taishin.metro.tokyo.jp>）

【図1:対象建築物】



（ただし、Lが12m以下の場合は、高さL/2は6mとする。）

## 助成金の対象について

### ■ 対象建築物（次の全てに該当するもの）

- ・ 特定緊急輸送道路に接している建築物
- ・ 建築物の高さが、特定緊急輸送道路の中心から建築物までの距離より高いもの（図1）
- ・ 昭和56（1981）年5月31日以前に着工された建築物
- ・ 耐震診断の結果、耐震性が不足している建築物

※建築基準法上の違反がある場合には是正することが条件です。

### ■ 助成対象者

- （1）所有者
- （2）分譲マンションの場合は、管理組合又は区分所有者の代表者
- （3）共同で所有する建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者

## 【お問い合わせ先】

文京区 都市計画部 地域整備課 耐震・不燃化担当（文京シビックセンター18階）  
TEL 03-5803-1846  
FAX 03-5803-1376  
e-mail b402400@city.bunkyo.lg.jp

# 1 補強設計助成

(令和5年3月末までに完了するもの)

建築士等（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者に限る）が行うもので、かつ、表3の指定機関の評定を受けるものであることが必要です。なお、評定に要する費用も助成金の対象となります。

※建築基準法上の違反がある場合には是正する設計とすることが条件です。

## ◆助成金額◆

### 手順① 助成対象事業費の算出

助成対象事業費＝A、Bのいずれか低い方の金額

A：補強設計に要する費用（消費税を含まない）

B：表1の（ア）～（ウ）を合計した金額

（表1：助成対象事業費の1㎡当たりの上限額）

	床面積	1㎡当たりの限度額（単価）
（ア）	1,000㎡以内の部分	5,000円/㎡
（イ）	1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分	3,500円/㎡
（ウ）	2,000㎡を超える部分	2,000円/㎡

### 手順② 助成金額の算出（1,000円未満切り捨て）

（表2：補強設計の助成金額）

助成対象事業費	助成金額
助成対象事業費が600万円以下の場合	助成対象事業費の5/6
助成対象事業費が600万円を超える場合	助成対象事業費の1/2に200万円を加えた額

（表3：指定機関）

（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、（一財）日本建築防災協会、（一社）建築研究振興協会、（一社）東京都建築士事務所協会、（一財）ベターリビング、（一社）構造調査コンサルティング協会、日本ERI（株）、（株）東京建築検査機構、一般財団法人建築保全センター、（一社）日本建築構造技術者協会、特定非営利活動法人耐震総合安全機構、（一財）日本建築センター、（株）都市居住評価センター、（株）確認サービス、アウェイ建築評価ネット（株）、ピューローベリタスジャパン（株）、ハウスプラス確認検査（株）、（公財）ロングライフビル推進協会、日本建築検査協会（株）、（株）グッドアイズ建築検査機構
--

## 2 耐震改修工事助成

(令和5年3月末まで補強設計が完了し、  
令和7年11月末までに耐震改修工事が完了するもの)

耐震改修工事の助成金は次の全てを満たすものが対象となります。

- [1] 構造耐震指標の  $I_s$  値が0.6未満もしくは  $I_w$  値が1.0未満相当であるもの
- [2] 表3の指定機関の評定を受けた補強設計（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者が行ったもの）に従い、 $I_s$  値を0.6相当以上もしくは  $I_w$  値が1.0相当以上に向上させる改修工事を行うもの
- [3] 建築物等が道路に突出していないこと、および無接道でないこと
- [4] 過去または現在において、区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと

※建築基準法上の違反がある場合には是正することが条件です。

（是正に係る工事費は助成対象事業費の対象外です。）

### ◆助成金額◆

#### 手順① 助成対象事業費の算出

助成対象事業費＝A、Bのいずれか低い方の金額

A：耐震改修工事に要する費用（消費税を含まない）

B：表4より算出した金額

（表4：助成対象事業費の1㎡当たりの上限額）

用途	1㎡当たりの上限額（単価）	上限額
住宅（マンションを除く）	34,100円/㎡	3億4,100万円
マンション	50,200円/㎡	5億200万円
住宅以外	51,200円/㎡	5億1,200万円
免震工法等の特殊工法の場合	83,800円/㎡	8億3,800万円

#### 手順② 助成金額の算出（1,000円未満切り捨て）

（表5：耐震改修工事の助成金額）

【用途：住宅・マンション】

面積区分	助成金額
[1] 延べ面積5,000㎡以下の部分	助成対象事業費の5/6 （上限1億2,500万円）
[2] 延べ面積5,000㎡を超える部分	助成対象事業費の1/6

【用途：住宅以外の建築物】

面積区分	助成金額
[1] 延べ面積5,000㎡以下の部分	助成対象事業費の1/3
[2] 延べ面積5,000㎡を超える部分	助成対象事業費の1/6

※5,000㎡を超える場合は[1] [2]の面積割合に応じて、助成対象事業費を按分して合算

### 3 建替え助成

(令和5年3月末まで建替えに着手し、  
令和7年11月末までに建替えが完了するもの)

建替えの助成金は次の全てを満たすものが対象となります。

- [1] 構造耐震指標の  $I_s$  値が0.6未満もしくは  $I_w$  値が1.0未満相当であるもの
- [2] 耐震改修工事への助成を受けていないこと

#### ◆助成金額◆

##### 手順① 助成対象事業費の算出

助成対象事業費＝A、Bのいずれか低い方の金額

A：耐震改修工事に要する費用相当額（消費税を含まない）

B：表6より算出した金額

(表6：助成対象事業費の1㎡当たりの上限額)

用途	1㎡当たりの上限額（単価）	上限額
住宅（マンションを除く）	34,100円/㎡	3億4,100万円
マンション	50,200円/㎡	5億200万円
住宅以外	51,200円/㎡	5億1,200万円

##### 手順② 助成金額の算出（1,000円未満切り捨て）

(表7：建替えの助成金額)

面積区分	助成金額
[1] 延べ面積5,000㎡以下の部分	助成対象事業費の1/3
[2] 延べ面積5,000㎡を超える部分 (分譲マンションは除く)	助成対象事業費の1/6

※5,000㎡を超える場合は[1] [2]の面積割合に応じて、助成対象事業費を按分して合算

### 4 除却助成

(令和5年3月末まで除却に着手し、  
令和7年11月末までに除却が完了するもの)

除却の助成金は次の全てを満たすものが対象となります。

- [1] 構造耐震指標の  $I_s$  値が0.6未満もしくは  $I_w$  値が1.0未満相当であるもの
- [2] 耐震改修工事への助成を受けていないこと

#### ◆助成金額◆

##### 手順① 助成対象事業費の算出

助成対象事業費＝A、B、Cのいずれか低い方の金額

A：耐震改修工事に要する費用相当額（消費税を含まない）

B：表6より算出した金額

C：除却に要する費用

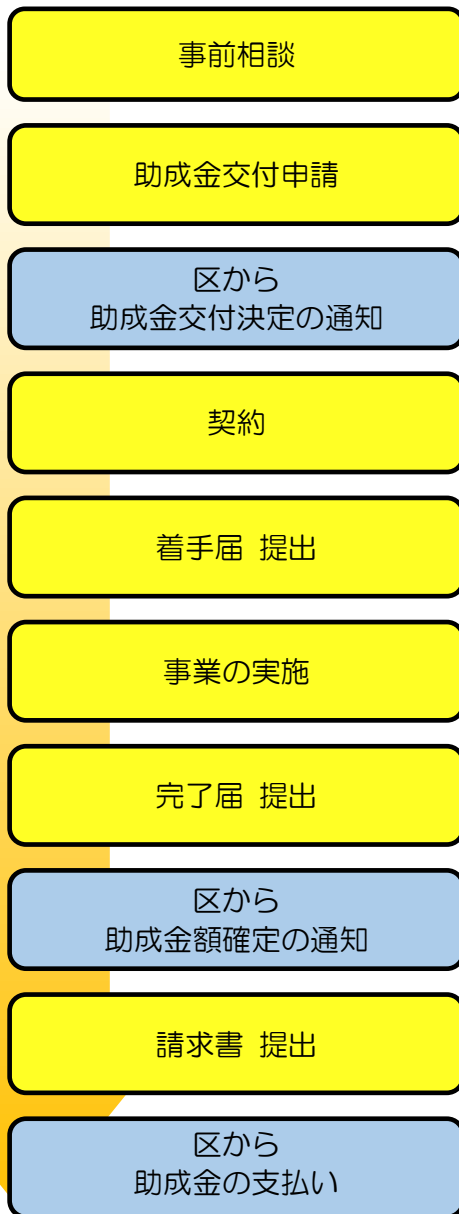
##### 手順② 助成金額の算出（1,000円未満切り捨て）

(表8：建替えの助成金額)

面積区分	助成金額
[1] 延べ面積5,000㎡以下の部分	助成対象事業費の1/3
[2] 延べ面積5,000㎡を超える部分 (分譲マンションは除く)	助成対象事業費の1/6

※5,000㎡を超える場合は[1] [2]の面積割合に応じて、助成対象事業費を按分して合算

## 助成金の手続きの流れ



- ・助成事業は、申請年度に完了する必要があります。
- ・事業が複数年度に渡る場合は、「全体設計承認申請」の手続きが必要となります。また、年度毎の出来高に応じた支払いが必要ですのでご注意ください。
- ・1月までに事業が完了しない場合は、お早めにご相談ください。

※必ず交付決定後に契約をしてください。

※契約後 1 週間以内に提出

※耐震改修工事の場合は「中間検査」があります。

※領収書発行後 2 週間以内に提出

## 耐震対策緊急促進事業補助金について（手続きに3か月程度かかります）

この補助金は、耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象となる建築物について、国が補強設計、耐震改修、建替え、除却に要する費用の一部を助成するものです。文京区の助成金と併せて、申請をしていただきます。事業着手には、区と国の両方からの交付決定が必要です。申請様式、手続き等の詳細はお問い合わせください。

### ■ 補強設計、耐震改修工事、建替え、除却への助成について

#### 【補強設計の助成率】

住居系 : 1 / 6

住宅以外 : 1 / 12

#### 【耐震改修工事、建替え、除却への助成率】

住居系 : 1 / 15 (ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分は1 / 20)

住宅以外 : 1 / 30 (ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分は1 / 60)

下記ホームページ「5 支援制度」の「・耐震対策緊急促進事業 共有様式集」から申請様式をダウンロードすることができます。

([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000054.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html))